

1 解除の内容

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定に基づく東京港臨港地区の解除を別図のとおり行う。

2 解除の理由

港湾計画の軽易な変更において、土地利用計画が見直されることに対応し、臨港地区の解除を行うものである。

（注）臨港地区の解除については、おって東京都都市計画審議会の議を経て決定される。

3 解除箇所

地区	所在
晴海地区	中央区晴海五丁目の一部（別図のとおり）

4 臨港地区分區別面積増減表

（単位：ヘクタール）

分 区	既指定	新規指定	分区変更	解 除	合 計
商 港 区	630.5	0	0	△0.1	630.4
商港区以外	418.5	（ 変 更 な し ）			418.5
合 計	1,049.0	0	0	△0.1	1,048.9

（注）表示未滿は四捨五入した。第93回東京都港湾審議会に諮問した面積を基準としているため、現在の告示面積とは異なる。

別 図

臨港地区の解除

地区	分区	所在	面積 (ha)	解除理由
晴海	商港区	中央区晴海五丁目の一部	0.1	様々な交通手段の結節点としての機能を有するマルチモビリティステーション整備に伴い、土地利用計画が港湾関連用地から都市機能用地へ変更されるため。

位置図

